

契約締結前の公表

観光漫遊バス～水戸のあじさい満喫編～運行補助係員派遣業務について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）第129条の2第1項第2号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年5月9日

水戸市長 高橋 靖

1 随意契約をする内容

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (1) 業務名 | 観光漫遊バス～水戸のあじさい満喫編～運行補助係員派遣業務 |
| (2) 業務内容 | バス車内での観光客等へのおもてなし、観光施設の案内・説明等 |
| (3) 期間 | 令和5年6月17日（土）から令和5年6月18日（日）まで |
| (4) 発注課 | 産業経済部観光課 |

2 契約の相手方の決定方法及び選定基準

(1) 決定方法

下記の選定基準を満たす、公益社団法人 茨城県シルバー人材センター連合会から見積を徴取し、その見積金額が予定価格の範囲内の場合、契約を締結する。

(2) 選定基準

高年齢者の安定した雇用の確保の促進のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合」であること。

3 申請方法

- | | |
|--------------|--|
| (1) 見積書の提出期限 | 令和5年5月17日（水）午後2時 |
| (2) 見積書提出先 | 産業経済部観光課
(〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市役所5階) |